

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退がありました。

平成二十六年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
木村薬局	大和郡山市高田町八二一	平成二十六年一月三十一日